

令和4年度第4回（第60回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	令和4年12月19日（月） 於：外務省396号会議室	
委員	委員長 中谷 和弘 委員 三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子、増井 良啓	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	2/13 件	審査対象： 令和4年度第2四半期 リモート開催
一般競争方式（上記以外）	4/40 件	
指名競争方式	0/1 件	
企画競争に基づく随意契約方式	1/26 件	
公募に基づく随意契約方式	0/0 件	
その他の随意契約方式	3/66 件	
合 計	146 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官から「令和4年度外務省調達改善計画」上半期にかかる自己評価の報告を行うとともに、「令和5年度外務省調達改善計画」策定にかかる今後の進め方について言及し、各委員より了解を得られた。	

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>⑥－19：「第8回アフリカ開発会議に係る同時通訳業務一式」業務委嘱</p> <p>○TICAD8での同時通訳の方法いかな。</p> <p>○通訳者がテレワークする可能性はないのか。</p> <p>○他の国も通訳団を派遣しているのか。</p> <p>○同時通訳者はどのような基準で選定したのか。</p>	<p>●TICAD8では、日本語をハブ言語として使用し、日本語から英・仏・西・ポルトガル・アラビアの5言語に同時通訳を行う方式とした。</p> <p>●チュニジアでの開催であり、オンラインを組み合わせ複雑な構造にしてしまうとトラブル時の対応が困難となるため、現地での同時通訳を行う方が確実である。</p> <p>●日本主催の行事のため、日本が同時通訳者を用意している。</p> <p>●同時通訳者は、国際会議等における首脳級の同時通訳を多数経験し、豊富な通訳実績を有するとともに、外交に関する発言ポイント等を的確に理解して通訳をするノウハウに長けているなど、総理大臣の同時通訳者として必要な能力及び経験を有している必要があることから、省内での知見等も踏まえ、同時</p>

委 員	外 務 省
<p>○通訳者は日本在住者のみが対象なのか。また国籍は日本に限られているのか。</p> <p>○15人のバランスは。</p> <p>○今回の契約では、同時通訳者の渡航費及び宿泊費等も同じ契約内に含めた形としているが、これらの渡航費・宿泊費を別の契約として切り分けることはできないのか。</p> <p>④-16：「中堅職員のための英語研修」業務委嘱</p> <p>○高い得点となっているが、本事業者に決定された企画競争の審査ポイントいかん。</p> <p>○本件は今回初めて実施する案件か。また、契約事業者は毎年同じか。</p> <p>○実施後に受講者アンケート等を実施してフィードバックを得ているか。また、そのフィードバックを次の企画を検討するにあたり反映させているか。</p> <p>⑥-53：「フィリピン残留日系人調査」業務委嘱</p> <p>○第16回フィリピン残留日系人二世調査の仕様書によれば、国籍取得希望者全81名のうち、40名に面接を行う由であるが、81名全員の</p>	<p>通訳者本人の能力を基準に選定した。同時通訳者の所属事業者を基準として選定したものではない。</p> <p>●居住地は関係なく世界中どこでも対象となるが、今回選定した通訳者は日本在住の方だった。また、国籍も関係なく、日本語に訳す能力に長けている必要があるため、自ずと日本の方が多くなっている。</p> <p>●各言語同数（3名ずつ）である。</p> <p>●TICAD8の同時通訳者は、いずれも本契約事業者に所属していたことから、同時通訳業務の契約と、これらの同時通訳者の渡航費・宿泊費についても一括で契約することが合理的であると判断した。</p> <p>●目標設定などが明確で、コンテンツに昨今の外交課題を取り入れて外交活動に必要な事項も網羅し、研修手順も明確な点が大きなポイントと見ている。</p> <p>●本研修は、平成15年から継続実施している。ここ最近では現在の事業者が受注しているが、以前は違う事業者が受注しており、昨今は新しい事業者も企画競争に参入している。</p> <p>●基本的に研修所で実施している研修はすべて実施後にアンケートを実施し、また、所内でフィードバックのための会議を行っており、その後の研修や契約関係書類に反映させている。本事業も然り。</p> <p>●本契約事業者及び面接に同席する総領事館双方のマンパワーに限界があり、調査実施期間の本年9月から翌年3月の限られた期間に双</p>

委 員	外 務 省
<p>面接を行わない理由は何か。</p> <p>○契約関係書類において、所在不明となっている残留日系人に対し、ラジオ、郵便、訪問により連絡をとる旨記載があるが、各連絡手段についてより具体的に記載すべきではないか。</p> <p>○契約関係書類に「生存し無国籍状態にあるフィリピン残留日系人は総勢542名」と記載があるが確定数であるか。</p> <p>○実態調査結果を蓄積したデータベースをどう活用しているか。外務省には右データベースは共有されているのか。</p> <p>②-39：「サイバーセキュリティ脅威動向調査」業務委嘱</p> <p>○参考見積を依頼した4者はどのようにして選定したのか。また、そのうちの1者からしか回答がなかったとのことだが、他の3者はなぜ辞退したのか。</p> <p>○本案件の履行期間は半年間となっているが、通年ではない理由いかな。</p> <p>○（本案件に問題はないが、今後、同様な案件形成を見据えて）安全保障上懸念がある国と関係がある事業者（例：日本の子会社）が応募してきたときに、これを正面から落とせるような要</p>	<p>方が同席の上で全81名の聞き取りを行うことは困難であるため。</p> <p>●御指摘も念頭に、今後適切に対応していきたい。</p> <p>●本件は調査中であるため、現時点で残留日系人の数を確定することはできない。</p> <p>●データベースに蓄積された情報は、必要に応じて厚生労働省と連携しつつ、就籍支援に活用している。 データベースについては本契約事業者が保有しており、必要に応じて外務省が照会を行う形で情報共有がなされている。</p> <p>●サイバーセキュリティ業界で実績を残している事業者に対して見積依頼を実施した。辞退理由は、案件に対する事業者側の人的リソースの不足や案件内容が高度で専門的であったことであった。今後は、事業者側で案件の中身を十分検討できるよう公告期間の延長含め対処を検討する。</p> <p>●本案件については、事業者側に要望する提供情報の精査や我が方職員の能力向上に資するプログラムを検討するのに時間を要したため、履行期間が半年間となった。他方で、今回構築したプログラムを踏まえれば、今後は案件形成にかかる時間は短縮できる見込みである。</p> <p>●御指摘の点については、これまでも留意してきたところであるが、契約関係書類の記載を含め、今後ともよく注意しながら対処していく。</p>

委 員	外 務 省
<p>件を契約関係書類等に追加した方が良いのではないか。</p> <p>①-13：「旅券業務のデジタル化等のための機器等賃貸借・保守」業務委嘱</p> <p>○一者応札となった理由いかな。</p> <p>○大量の納入ができないということであれば、一括して納入させるのではなく、何回かに分割して納入させれば一者応札とならなかったのではないか。</p> <p>○購入ではなくリース契約としている理由いかな。</p> <p>②-19：「旅券業務情報システムLTOデータカートリッジ等」の購入</p> <p>○落札率（37.4%）が低い理由いかな。事業者から徴収した参考見積金額と当該事業者による入札価格に乖離がある理由いかな。</p>	<p>●意見招請で仕様書案を交付した事業者は11者あったが、世界的な半導体不足の中、同じ機器を定められた期間内に大量に納入する必要があったことから、本契約事業者1者のみの応札となった。なお、説明会に参加したものの入札しなかった事業者に理由を照会したところ、同事業者はデジタル機器メーカーであるため、リース部門を持ち合わせていないことから入札に参加しなかったとの回答を得ている。</p> <p>●旅券の電子申請については、今年の4月に旅券法を改正し、来年3月27日から導入を開始することが既に決定しており、それまでに全ての旅券事務所や在外公館に一斉に機器類を配備する必要があることから一括納入する契約としたものである。</p> <p>●これまで旅券事務に使用する機器類は基本的に国庫債務負担行為による5ヶ年度のリース契約としてきており、購入するよりも安価で、故障時の保守対応も迅速に行えることから5ヶ年度のリース契約としているものである。</p> <p>●本案件の調達方式は、競争性のある一般競争入札（最低価格落札方式）であり、特別な調達条件がない単純な物品の購入である。参加資格についても物品の販売（等級B, C, D）として、応札事業者を広く募り、多数の事業者（今回は6者）からの応札があったため、競争原理が働いたものと考えられ、応札</p>

委 員	外 務 省
<p>○参考見積書による予定価格算定ではなく、市場価格を反映した予定価格算定にするべきではないのか。</p> <p>⑥-44: 「次期人事給与等関係業務システム用ソフトウェア賃貸借及び設計・構築等」業務委嘱</p> <p>○不落随契となった経緯及び原因についてどのように分析しているか。</p> <p>○賃貸の2者は、それぞれどのような役割となっているのか。</p> <p>○刷新を行う人給システムにおいて、外務省本庁舎以外の組織である例えば相模大野の研修所や在外公館の職員も利用者となるのか。</p> <p>○事業者との技術的対話を実施することがベンダーロックインの回避にどのように繋がるのか。また、役務・賃貸借と分かれているが、契約はどう組み合わせられているのか。</p>	<p>した事業者の企業努力の結果、参考見積金額（市場価格）に比し、低い金額での調達が可能となったものと推察している。</p> <p>●予定価格の算出方法について、3事業者に対し参考見積書を提出するよう招請し、3事業者から提示のあった見積額の内容を精査した結果、廉価な参考見積書を提示した上位2者の見積額平均を本件予定価格として採用している。</p> <p>参考見積書の徴収以外の方法による市場価格の調査については、知見や経験が乏しいため直ちに導入することは困難であるが、今後検討したい。</p> <p>●技術的対話を経て提出された参考見積りをもとに経費面の精査を行っていたが、外務省として算定した予定価格と事業者が算出した入札価格との間に誤差レベルの乖離が生じたことにより予定価格に収まらなかったものと思われる。</p> <p>●パッケージを提供する事業者と設定・構築に係る請負事業者の2者である。</p> <p>●然り。</p> <p>●本件は60年近く使用している外務省の人給システムを抜本的に刷新するものであるが、フルスクラッチで構築・改修を重ねてきているため、一般的な手続きによりシステム調達を行うと、システムの内容を熟知している現行事業者がどうしても有利になりがちである。</p> <p>これに対して、市販のパッケージソフトをク</p>

委 員	外 務 省
<p>①－２：「次世代在外経理統合システム開発にかか るコンサルティング」業務委嘱</p> <p>○一者応札の理由いかん。</p> <p>○他省庁においても、同様の業務を扱うシステム が多数開発されていると思われるが、他省庁と 共同してシステム開発するといったことの検討 状況や可能性いかん。</p> <p>②－１１：「在スーダン日本国大使館に配備する 浄水器及び消耗品」の購入</p> <p>○浄水器のメンテナンス及び消耗品の交換は誰が 行っているのか。</p> <p>○一者応札の理由いかん。</p>	<p>ラウド上で運用することを前提とした上で、 技術的対話を通じて得られた各社からの技術 的な提案等を調達仕様に取り入れるることによ り、現行事業者のみに有利とならない調達仕 様を策定する事ができたと考えている。</p> <p>また、今回は、パッケージのライセンス・利 用料等基本的に発生する経費についてはそれ に特化した賃貸借契約とし、外務省特有の用 件を踏まえた設定変更は役務契約として、予 算要求に合わせ切り分けた。</p> <p>●本調達は、新たなシステム開発に向け要件定 義書等を作成するものであり、同書類を含む 成果物等をもって、次世代システムの開発が 行われることとなる。</p> <p>そのため、本案件を落札したものは開発に係 る調達に参加できないといった条件が設定さ れている。入札説明会に参加した３者のうち ２者からは、システム開発を手がけたい等の 理由により辞退したとのことであった。</p> <p>●外務省の経理は、他省庁の経理とは異なり外 貨等を扱っているほか、在外公館における現 地職員管理や物品管理等も行っているといっ た事情もあり、当省の特殊事情により他省庁 とは共同してシステムを開発することは困難 である。</p> <p>●在外公館の職員が行っている。また、在外公 館は、消耗品の調達が必要になった場合には、 本省と調整の上手続きを進めている。</p> <p>●スーダン国内の水質が非常に悪いため、日本 国内で調達できる浄水器は事実上１種類しか なく、取引実績のある２者に入札公告を周知 したものの、１者は手続きに時間を要し、も う１者は入札に係る詳細情報を担当者が十分 に確認していなかったため、２者とも参加す</p>

委 員	外 務 省
<p>○落札事業者のホームページをみたところ、浄水器とは関連のない業種の事業者であり、なぜ応札したと考えられるか。</p> <p>○浄水器はどのような手段で在スーダン日本国大使館へ送付したのか。</p> <p>○物品を在外公館へ送る時は基本的にその方法で送ることになるのか。</p> <p>②-17：中央庁舎150会議室スライディングウォール設置工事</p> <p>○一者入札の理由いかな。</p> <p>○スライディングウォールの防音対策いかな。</p> <p>○入札参加者の競争参加資格格付をA及びB区分としているが、格付を拡大することでより応札事業者を増やすことができたのではないか。</p> <p>○参考商品の製造会社のみが入札に参加できるような仕様になっていないか。</p>	<p>ることができず、別の事業者が応札した。なお、入札については、1回目及び2回目が予定価格を上回ったため不調となり、3回目にしてようやく落札となった。</p> <p>●応札理由は不明。本契約に興味を持ったと思料する。なお、同事業者はその後、スーダン以外の在外公館とも契約している。</p> <p>●外務省では在外公館への物品送付の運用管理を行っている部署があるので、その部署を通じて浄水器を送った。</p> <p>●然り。</p> <p>●競争参加資格においてスライディングウォールの施工実績を求めたが、大手の下請けとしての実績は多数あるものの、元請けとしての実績が予想以上に少なかったため。</p> <p>●パネル内部にグラスウール等を充填した防音対策を行っている。</p> <p>●競争参加資格の格付を拡大することにより、より多くの施工事業者が参加できる可能性があるため、今後、格付拡大について検討したい。</p> <p>●仕様書に参考商品と同等の性能を有する商品であれば問題ないことを意図すべく「同等品以上」との記載を行っており、特定の事業者以外を排除するものではないと考えている。</p>